

会社更生法上の「株主委員会」設立に関する同意書

トーシンホールディングス企業価値保全委員会 御中

私は、同封の「会社更生法上の『株主委員会』設立に向けた賛同のお願い」の趣旨に賛同し、以下の事項について同意いたします。

【同意事項】

1. 「株式会社トーシンホールディングス株主委員会」を設立すること。
2. 設立された株主委員会が、会社更生法第 117 条第 7 項・第 1 項に基づき、株主全体の利益を代表する組織として裁判所の承認を受け、同社の会社更生手続に正式に関与し、意見 表明その他の活動を行うこと。
3. 本同意書が、株主委員会による更生手続への関与についての同意を証明する資料として、裁判所等へ提出されること。

【ご確認事項】

- ※ 本同意により費用負担が発生することは一切なく、今後の議決権行使を拘束するものでもありません。
- ※ ご記入いただいた情報は、裁判所への提出及び本件に関するご連絡のためにのみ利用します。
- ※ 本同意により、ご記入者と弁護士法人 額額・吉野法律事務所との間に委任関係が生じるものではありません。同事務所は、株主である株式会社ジェットほかの代理人として、本同意書の受領及び保管の事務を行います。

【株主様 ご回答欄】

以下の日付とお名前をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※個人・法人とも押印は不要です。

ご同意日： 令和 8 年 8 月 日

ご氏名： _____

(※法人の株主様におかれましても、役職や社印等は不要ですので、お手続きされるご担当者様のご氏名をご記入ください)